

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いなべ市長 日沖 靖

市町村名 (市町村コード)	いなべ市 (24214)	
地域名 (地域内農業集落名)	北勢町阿下喜地区 (阿下喜、飯倉、瀬木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月1日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域は員弁川、貝野川、鎌田川に接し、飯倉地区及び瀬木地区については一部周辺の山林に接する平坦な地域である。地域内の農地のほとんどは圃場整備済であり、概ね平坦で2反～程度の区画が多く、また集落ごとに担い手への集約が進んでいる市内でも優良な水稻生産圃場である。しかしながら令和6年度に地域内に高速道路のICが開通予定であることから、今後の開発圧力の高まりが懸念される。また、河川沿いの圃場において川伝いに移動してくるシカの麦、大豆等の食害が課題となっている。水路清掃や除草作業等は、多面的機能支払交付金等を活用し実施しているが集落人口の減少及び高齢化、農地所有者の意識低下により維持管理人員の不足が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻(主食用・飼料用)を主体に一部麦を作付けする作付体系及び集落単位でのブロックローテーションを継続し、水田の収益力の向上に努める。
獣害被害については川沿いに侵入防止柵を設置することにより対応。また地域ぐるみの追い払いを徹底。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	72.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	72.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現在の担い手への農地の一層の集積・集約化を進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積、圃場の団地化率の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
法に基づき農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業への取組予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
目標地図の担い手への集積、集約を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用予定はない

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵、侵入防止柵等で適宜対応する。
 ③大規模な圃場が多いため、スマート農業技術については積極的に取り入れる。
 ④主要な担い手で新市場開拓米に取組んでいる。また、阿下喜地区一部圃場で畑地化を実施。